

第 5 次草津市総合計画第 3 期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

平成 22 年 3 月に策定した第 5 次草津市総合計画では、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津」を将来のまちの姿として掲げ、地方自治の新しい時代にふさわしい自律した草津のまちを目指し、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する中核的な都市としての自負と責任を持って、市民の皆様が生き生きと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを展開し、草津の人とまちに“ふるさと草津の心（シビック・プライド）”が生み出されるよう取り組むこととしております。

第 5 次草津市総合計画において、平成 32 年度の将来像を目指す基本構想の下に策定する基本計画は、市長の任期との整合を図る目的から計画期間を 3 期に分けています。現在取り組んでいる第 2 期基本計画の計画期間は平成 25 年度から平成 28 年度までとなっており、第 2 期基本計画の計画期間終了後も、総合計画に基づく計画的な行政運営を行っていく必要があります。

また、平成 27 年度に策定した「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、現時点で人口増加にある本市においても、近い将来訪れると想定する人口減少局面を見据えると、人口の変化が本市の将来に与える影響を最小限に食い止めつつ、さらに魅力的で持続可能なまちであり続けることを目指し、今から必要な取り組みを推進していく必要があると示しています。

本市では、これらの状況を踏まえ、中長期的な視点で市内外における状況を把握しながら、市域の課題を解決し、よりよい市民サービスの提供を行うべく、市民の皆さま、各関係団体等との連携・協力のもと、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間の計画期間とする第 5 次草津市総合計画第 3 期基本計画を策定します。

2 計画の構成と位置付け

(1) 第 5 次草津市総合計画における第 3 期基本計画の位置付け

◆基本構想

基本構想は、平成 22 年度から平成 32 年度までを構想期間としており、本市の目指すまちの将来都市像とその実現のための施策の基本的な方向性を示しています。

◆基本計画

基本構想に基づき、役割分担、目標値や目指すべき姿を示します。基本計画の計画期間は市長の任期との整合を図るため、基準となる計画期間を 4 年としており、第 3 期基本計画は平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間の計画期間とします。

【第 5 次総合計画の計画期間】

第 5 次 草津市総合計画	年度										
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想	構想期間										
基本計画	第 1 期										
					第 2 期						
								第 3 期			

3 策定の視点

第3期基本計画策定にあたっては、市長の諮問を受けて計画策定の検討を行う草津市総合計画審議会に公募市民による市民参加を得ながら、積極的な情報公開の下、策定の過程、策定後の評価や進捗にも市民と行政が互いに情報を共有し、柔軟な発想で市民が誇れるまちをつくりあげるために下記の視点をもって策定します。

(1) 市民にわかりやすい計画づくり

総合計画の将来像を目指し、将来目標を市民と共有しておくことが必要であることから、第2期基本計画に引き続き、目標、達成度を市民にわかりやすい形で提示していきます。

(2) 第2期基本計画の成果を反映した計画づくり

第3期基本計画策定時点における第2期基本計画の成果を評価・総括し、その進捗状況を踏まえた次期計画とするとともに、基本構想の目標年次と将来像を見据え、第2期基本計画の体系を再構築し、第3期基本計画を策定します。

(3) 計画策定段階における市民への積極的な情報提供

計画策定過程の各段階における情報を市民に明らかにするため、草津市総合計画審議会の議事概要等を随時ホームページなどで公表します。

(4) 総合計画の位置付け

草津市自治体基本条例において、総合計画を市政運営の根幹をなす最上位の計画として位置付けています。

(5) 情勢変化を踏まえた柔軟かつ慎重な検討の実施

平成27年度に策定の、「草津市人口ビジョン」において示した人口目標や、平成28年10月に集計結果が公表予定である平成27年国勢調査の結果などといった情勢の変化を捉えつつ、第3期基本計画の検討を行うこととし、必要に応じて基本構想への反映についても検討します。

4 策定体制等

(1) 審議体制

草津市総合計画審議会

市民（一般公募）、公共的団体の代表や有識者など18名程度で構成する「草津市総合計画審議会」を市長の諮問機関として設置し、基本計画案の策定に向けて専門的・総合的な見地から審議いただき、市長の諮問に対して答申をいただきます。

(2) 庁内検討体制

部長会議・総括副部長会議

各施策の横断的な調整や、草津市総合計画審議会に提出する案件の協議を総括副部長会議で行います。また、必要に応じて部長会議に付議し、審議・報告を行います。

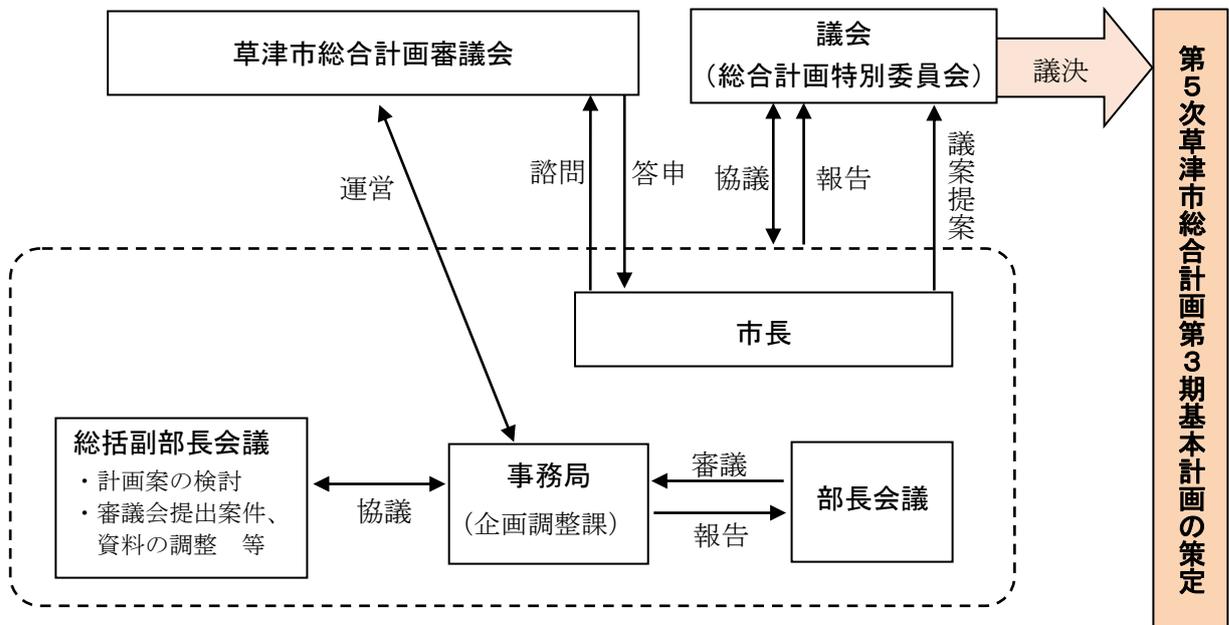
(3) 議会との関係

総合計画に関して、基本構想および基本計画（方針・施策に限る。）は、草津市議会基本条例に基づく議決事件であることから、市議会との議論、議決を経て、基本計画を策定します。

※平成27年1月施行の草津市議会基本条例において、草津市総合計画基本構想と基本計画の一部（方針、施策）を議決事件とされました。

<草津市議会基本条例（抜粋）>
 第15条 （地方自治）法第96条第2項の規定により、草津市自治体基本条例第13条第2項の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）を議会の議決すべき事件とする。
 2 議会は、前項に規定する議決事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。

【策定体制イメージ】



5 策定スケジュール（予定）

- 平成27年度～平成28年度
- 平成28年 3月 策定方針の決定
- 平成28年 6月～ 7月 草津市総合計画審議会の設置および運営（諮問）
- 平成28年 7月～11月 草津市総合計画審議会の審議期間
- 平成28年11月 草津市総合計画審議会からの答申
- 平成28年12月 パブリックコメントの実施
- 平成29年 3月 市議会に議案提案
- 平成29年 3月 第3期基本計画の策定